

合法金融(ごうほうきんゆう)

銀行業の金融機関を除く商工ローンやクレジットによるキャッシング、サラ金は貸金業規正法(サラ金規正法)の規制対象となっております。このサラ金規正法によれば、これら銀行を除く貸金業者は金融再生委員会もしくは都道府県知事の登録を受けなければならないということになっている。